

令和 3 年第 2 回 廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 3 年 2 月 5 日 (金)

午前 10 時 00 分開会 午前 11 時 10 分閉会

2. 場 所 廿日市市役所 7 階会議室

3. 出席委員 (農業委員 13 名) ※新型コロナ対策のため農業委員のみ出席要請

1 番 中田 安義	2 番 木浦 紀幸	3 番 神鳥 正貴
4 番 中山 誠治	5 番 岡 真由美	6 番 古川 憲吾
8 番 梶原 安行	9 番 是佐 恵美子	10 番 山田 政則
11 番 河井 孝之	12 番 岩木 國明	13 番 沖村 弓枝
14 番 河野 義刀		

4. 欠席委員 (1 名)

7 番 宮本 孝博

5. 議事録署名委員

1 番 中田 安義 2 番 木浦 紀幸

6. 会議に出席した委員以外の者

なし

7. 服務のため出席した者

農業委員会	事務局長	河内 光也
	係 長	比良 大助
	主任主事	武田 枝梨加
(佐伯支所)	主 査	西田 昭子
(吉和支所)	専 門 員	西本 真
(大野支所)	主 幹	小林 公明

8. 会議に諮った議題

《審議事項》

- (1) 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について (利用権貸借)
- (2) 議案第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (3) 議案第 6 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- (4) 議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- (5) 議案第 8 号 非農地通知について

《報告事項》

- (1) 報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
- (2) 報告第 2 号 地目変更登記に係る登記官からの照会について
- (3) 報告第 3 号 農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号に規定する農業用施設への転用に係る届出について

9. その他

事務局	初めに河野会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願いします。
河野会長	会長挨拶。 廿日市市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長を務めさせていただきます。
議長	ただいまから令和3年第2回廿日市市農業委員会総会を開会をいたします。 まず、本総会の成立を申し上げます。委員総数14名、1名の今のところ欠席でございまして、在任委員の過半数の委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本総会は成立をしております。 続いて、議事録署名委員を指名いたします。 廿日市市農業委員会会議規則第20条第2項の規定に基づき、1番の中田委員、2番の木浦委員のご両名にお願いをいたします。 まず初めに、審議事項に入ります。 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について議案としますが、番号4、5については、議席番号の8番の梶原委員と議席番号12番の岩木委員が関係する案件のため、先に3番、6番、7番、8番を審議をいたします。 それでは、議案につきまして事務局から説明をお願いいたします。
事務局	議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権賃借についてのうち、番号3番、6番、7番、8番について説明させていただきます。 それでは、座って説明させていただきます。 議案書は、2ページに総括表、3ページ・4ページに内訳です。位置図は1ページから3ページになります。 番号3番、農地の所在地は、玖島字中平谷、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は2筆の3,052平方メートルで、利用目的は田です。期間は公告日から令和7年3月31日までの使用貸借の新規設定を行うものです。 次に番号6番、農地の所在地は、玖島字壱町田景浦、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は2筆の3,195平方メートルで、利用目的は田です。期間は公告日から令和7年3月31日までの賃貸借の新規設定を行うものです。 次に番号7番、農地の所在地は、玖島字壱町田日浦、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は2筆の837平方メートルで、利用目的は田です。期間は公告日から令和7年3月31日までの賃貸借の新規設定を行うものです。 次に番号8番、農地の所在地は、河津原字下本谷、登記地目は

	田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は1筆の1, 4 1 5平方メートルで、利用目的は田です。期間は公告日から令和6年3月31日までの賃貸借の新規設定を行うものです。 いずれも、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号3番、6番、7番、8番の説明を終わります。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	それでは、事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。 梶原委員。
8番委員	8番、梶原です。3番についてご報告いたします。1月18日に岩木委員と事務局2名で現地を確認いたしました。どちらも貸し手も借り手も遠方ではありますが、この貸付者は、岩国市にお住まいで、また高齢でもありますし、耕作が困難ということで、借受者に貸されるわけです。借受者も安佐北区にお住まいで、父が亡くなられた後、兄弟3人で田をそれぞれ耕作されており、農機具も共同で利用しておられます。また、この申請地は一昨年まで別の人が耕作しておられましたが、高齢のため作付を一昨年でやめられて、昨年は耕作されておりませんので、草が大分生えておりました。現在枯れておりますが、1枚はきれいに刈って整備されておられました。それから、この農地は、中山間の直接支払いを受けた協定農地に含まれていることで、今年から借受者が耕作されるということで、何ら問題はないと思います。以上です。
12番委員	12番の岩木です。番号6番について、現地確認の報告をいたします。地図は2ページでございます。1月18日に事務職員の方2名と堀田推進委員と私とで確認をいたしました。更新期間が経過いたしましたため、その議案書には新規とありますけれども、更新期間経過で新規と書いてございます。現在も耕作されているので、何も問題はないと思います。引き続きまして7番ですが、これも同じように1月18日に、事務職員2名の方と堀田推進委員、私とで確認をいたしました。貸付者は、もう体調を崩しておられますので、どうしようもないということで、借受者に利用権の設定をするものです。 これも6番と同様で、更新期間が経過のため、新規と表記されていますけれども、現在も借受者が耕作しておられますので、何ら問題はないと思います。ご意見のほどよろしく願いいたします。
2番委員	2番、木浦です。番号8番について説明します。

	1月15日、小西推進委員と事務局1名、3名で現場を確認しました。 現場は地図が3ページになります。場所は、この右の下に県道があつて、そこに廿日市の友和市民センターがある場所です。大体、友和、河津原地域の中心地というところで、そこから大体北方向に1キロぐらい入ったところに網かけの現地があります。そして、道に接していて、一枚の田であつて、1反4畝ぐらいの広さがあり、かなり条件が耕作にもいいという場所です。 要するに利用権の、これは賃貸になりますが、貸付者は高齢ということで、休耕されているような状態です。それで、この網かけのちょうど左上のところが前の推進委員宅があり、この現場を確認して、前の推進委員のところへも行って話を聞いてみました。要するに利用権の設定を受ける方も農機具等やいろんなものを所有されておられ耕作されるのには全然問題がなく、要するに休耕されるところを耕作されるということで、いいことだと前の推進委員も話されておりましたので、問題ないと思います。よろしくをお願いします。
議長	ありがとうございます。 それでは、これについてご意見、ご質問等があればお願いをいたします。 よろしいでしょうか。 《委員より質疑等なし》
議長	ご意見がないようですので、お諮りをします。 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用計画についてのうち、番号3番、6番、7番、8番について承認することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号3番、6番、7番、8番について承認することに決定をいたします。 続いて同じく議案第4号でございますが、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてを議案としますが、番号4番、5番については、議席番号8番、梶原委員と12番、岩木委員が関係する案件のため、ご両人のご退席をお願いをいたします。 ＝梶原委員、岩木委員 退席＝
議長	それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局	議案第４号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権賃借についてのうち、番号４番、５番について説明させていただきます。 議案書は２ページに総括表、３ページに内訳、位置図は２ページになります。 番号４番、５番は利用権の設定を受ける者が一緒のため、まとめて説明させていただきます。 番号４番、５番、農地の所在地は、玖島字壱町田日浦、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は２筆の５，３７９平方メートルで、利用目的は田です。期間は公告日から令和７年３月３１日までの賃貸借の新規設定を行うものです。 いずれも、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第４号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号４番、５番の説明を終わります。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお伺いします。 次は、河井委員、２件申し上げます。
１１番委員	１１番の河井です。利用権で設定の４番と５番について、玖島の委員２名が借受者である法人の役員のために、また利用権の設定を受ける者がその法人のため、一括して説明をいたします。１月２７日に木浦委員と事務局３名と現地確認をしております。場所は地図の２ページです。どちらも新規となっておりますが、借受者の法人は今までも作業代をもらって作業を行っていたということです。今回からは、１０アール当たり米３０キロを支払って農作業を行うということで、別に何ら問題はないと思います。以上です。
議長	それでは、これについてのご意見をお伺いいたします。 ありませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	ご意見がないようですので、お諮りをします。 議案第４号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画のうち、番号４番、５番について承認することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第４号 農業経営基盤強化促進法に基づ

	く農用地利用集積計画のうち、番号４番、５番について承認することに決定をいたします。 梶原委員、岩木委員、席にお戻りください。 ＝梶原委員、岩木委員 復席＝
議長	それでは、議案第５号 農地法第３条の規定による許可申請について議案としますが、番号３０３番については別途関連議案がありますので、先に番号８番、９番を審議し、番号３０３番については、後ほど審議をいたします。なお、番号９番については、報告第３号との関連議案になりますので一括して審議をいたします。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第５号 農地法第３条の規定による許可申請についてのうち、番号８番、９番及び報告第３号について説明させていただきます。 議案書は５ページに総括表、６ページ・７ページ、一番最後の１４ページに内訳、位置図は５ページから７ページになります。 番号８番、農地の所在地は、吉和字花原東、字花原貝野平、字花原道山で、登記地目は田及び畑、面積は４筆の５，２７２平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は遠方のため耕作困難なためで、譲受人は自宅に近く便利であるためで、無償の所有権移転でございます。 次に番号９番、農地の所在地は、上平良字二重原、字大原、地御前字神賀で、登記地目は田及び畑で、面積は５筆の１，９５６平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は労力不足により耕作困難なため、譲受人は水稻や野菜を栽培し農業経営を行うもので、有償の所有権移転です。 譲受人は、保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、下限面積１０アールを超えており、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。 また、この番号９番と関連議案で、報告第３号、１４ページになります。農地法施行規則第２９条第１項第１号に規定する農業用施設への転用に係る届出について説明させていただきます。 議案書は１４ページで、位置図は７ページです。 これは、番号９番の所有者から農業用倉庫の設置のための届出でありまして、この農業用倉庫も番号９番の譲受人へ所有権移転されるものでございます。なお、既に農業用倉庫が設置されているため、始末書が提出されております。 この届出は、農地法施行規則第２９条第１項第１号に規定された農業用施設に供するための転用であれば、農地転用の制限の例

	外となりまして、農地法第4条第1項の許可が不要となります。 書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、農地の保全もしくは利用増進のため転用するものと認めましたので、事務局長が専決処理を行い受理通知書を交付したところでございます。 以上で、議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号8番、9番及び報告第3号 農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用施設への転用に係る届出について説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。 中田委員、是佐委員、中山委員、続いてお願いします。
1番委員	番号1番、中田です。番号8番について説明をいたします。地図は5ページです。1月20日に岡委員と事務局とで現地に行きました。譲渡人は、譲受人のめいということで親戚関係にあります。今回、吉和に住んでおられる譲受人に財産を集めて管理をされるということだそうです。ということで特に問題はありません。
議長	続いてお願いします。
9番委員	9番の是佐です。9番について説明いたします。これは、譲渡人が土地の管理をしておられたようですけれども、譲受人が、もうあちこちでいろんなところを借りて農業をしておられます。それで、子と共に一緒にやりたいからということで、この譲渡人の土地を買われたということで、現地を12月23日に登推進委員と職員とで現地を確認いたしました。少し道のない狭いところではありますが、ほかに何の問題もないと思いますのでよろしくお願いいたします。
4番委員	4番の中山です。12月、事務局2名と地御前字神賀を調査に行きました。9ページに地図がございますが、この土地は里道しかなく、非農地という感じの土地だったのですが、現在柿の木とか植えておられて別に問題ないと思います。よろしくお願いいたします。
議長	ただいま地元委員の意見がございました。これについてご意見、ご質問等があればお願いをいたします。 《委員より質疑等なし》
議長	ご意見がないようですので、お諮りをします。よろしいでしょ

	うか。 議案第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてのうち、番号 8 番、9 番について許可することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》 異議なしと認め、議案第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてのうち、番号 8 番、9 番について許可をすることに決定をいたします。 続きまして、議案第 6 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について議案としますが、番号 2 7 8 番と先ほどの議案第 5 号 農地法第 3 条のうち 3 0 3 番については関連議案でありますので、初めに番号 2 7 8 番を審議した後、議案第 5 号 農地法第 3 条の番号 3 0 3 番を審議をいたします。 この案件については、営農型の太陽光発電設備の設置に伴う一時転用の更新で一般社団法人広島県農業会議の諮問に該当する案件になります。 それでは、事務局から説明をお願いします。 議案第 6 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてのうち、番号 2 7 8 番、及び議案第 5 号 農地法第 3 条の番号 3 0 3 番について説明させていただきます。 議案書は 5 ページに総括表、8 ページに内訳、位置図は 4 ページになります。 番号 2 7 8 番、農地の所在地は、玖島字景浦の第 1 種農地です。登記地目は田で、面積は 1 筆の 1 , 5 1 5 平方メートルのうち 0 . 2 平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。 この案件につきましては、平成 2 9 年 1 1 月 2 2 日付で営農型太陽光発電設備の支柱部分を一時転用する許可を受けましたが、このたび 3 年が経過したため、再び 3 年間の一時転用許可の更新をしようとするものでございます。 続いて、議案書 6 ページをご覧ください。 番号 3 0 3 番、農地の所在地は、玖島字景浦で、登記地目は田、面積は 1 筆の 1 , 5 1 4 . 8 平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は病気のため耕作困難なためで、譲受人は農業経営を引き継ぐためで、無償の使用貸借権の設定でございます。 こちらにつきましては、先ほどの第 4 条の営農型太陽光発電設備の申請者が体調を崩され営農ができなくなりましたので、代わりに子である譲受人が営農を引き継ぐための使用貸借の設定でございます。 太陽光パネルを設置した下部、下のほうでは、これまでミョウガの栽培を行っていましたが、今後もミョウガを栽培する予定となっております。 これまでの栽培実績でございますが、平成 2 9 年度以降、いず
--	--

	れの年も400キログラムを超えるミョウガの収量がありましたが、昨年については譲渡人が体調を崩されたため、栽培は行っておりません。従いまして、このたび、子である譲受人に農業経営を引き継ぐというものでございます。 また、子である譲受人は、パネルを設置していないほかの農地の部分についても、露地野菜の栽培に取り組み、出荷する予定もあるということでございます。 今後については、譲受人が栽培に困ったことがあれば、地元の農業委員さんや地元農家の人たちも相談に乗っていただけるよう話をしており、また、譲受人に大学生の子供がいるのですが、その方とも協力して農業に取り組むということなので、営農に関しては問題はないものと考えます。 書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により、周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。 なお、この案件につきましては、県に相談したところ農地法第3条及び農地法第4条の申請を同時に進めることが望ましいとありましたので、このたび農地法第4条の一時転用許可の後、この農地法第3条の使用貸借という順番で説明をさせていただきました。 また、営農型の太陽光発電設備の設置に伴います一時転用の更新については、一般社団法人広島県農業会議の諮問後、異議なければ許可できることの案件となっております。 以上で、議案第6号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてのうち、番号278番、及び議案第5号 農地法第3条、番号303番について説明を終わります。 ご審議のほどお願いいたします。 それでは、事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 岩木委員。 12番の岩木です。今、事務局から説明がございましたように、重複する部分があるかと思います。初めに番号278番の農地法4条の件ですが、地図は4ページでございます。確認は1月18日に事務職員2名の方と堀田推進委員、私とで確認をいたしました。先ほど説明がございましたように、一時転用の許可が3年を経過して、再度一時転用の更新をされるものでございます。申請地は、第1種農用地でございます。そして、続いて303の農地法3条の件ですが、議案書は6ページでございます。こちらは先ほど説明がございましたように、営農型太陽光発電設備を設置し、太陽光施設の下でミョウガの栽培を行っておられました譲渡人が体調を崩され、営農ができなくなった次第です。そして、子である譲渡人に営農を引き継ぐため、3条で使用貸借の申請をさ
--	--

議長

12番委員

	れるわけです。譲受人も譲渡人と同様、太陽光パネルの設置の下部でミョウガ等を栽培されるのですが、パネルを設置していないところも耕作されて、他の作物の栽培に取り組む予定でございます。申請地は、譲渡人の体調が不良でしたので、確認に行ったときには若干雑草が伸びていましたが、最近は草が生い茂ったのを全部刈られまして、譲受人と譲受人の２０代の子が年末までに刈取りをされ、原状を回復しておられます。 また、本人等が栽培で困ったときには、先ほど事務局から説明がありましたように、地元農業委員あるいは推進委員、地元農家の方々などの相談に乗り、共に営農について協力できるよう本人とも話しております。今後、譲受人や譲受人の子供と共に一緒に取り組んでいき、地域の協力体制を取っていくということですので、何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	地元委員から詳しいご説明がありました。皆さんからこの案件についてご意見、ご質問等があればお願いをいたします。 ありませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りをします。 議案第６号 農地法第４条第１項の規定による許可申請についてのうち、番号２７８番について、一般社団法人広島県農業会議に諮問し、異議がなければ許可することとし、議案第５号、番号３０３番については、議案第６号、番号２７８番の広島県農業会議の諮問後、異議がなければ条件付で許可することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第６号 農地法第４条第１項の規定による許可申請のうち、先ほど言いましたように２７８番の議案第５号 農地法３条の規定による許可申請についてのうちの３０３番については、農業会議に諮問し、異議がなければ許可することに決定をいたします。 続きまして、議案第６号 農地法第４条第１項の規定による許可申請についてのうち、番号５番について議案といたします。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局	議案第６号 農地法第４条第１項の規定による許可申請についてのうち、番号５番について説明させていただきます。 議案書は５ページに総括表、８ページに内訳、位置図は５ページになります。 番号５番、農地の所在地は、吉和字花原貝野平、登記地目は田

	で、面積は1筆の69平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、駐車場及び倉庫として利用するための申請ですが、農地転用の手続を行わず既に農地以外の用途として利用していたため、顛末書が提出されております。 書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により、周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。 以上で、議案第6号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてのうち、番号5番について説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。 中田委員、お願いします。
1 番 委 員	1 番の中田です。番号5番について説明いたします。1月20日に岡委員と事務局とで現地に行きました。現地は、数年前まで青空市場として地域の青空市場として使われていました。現在は営業休止をされておられます。現地は、隣接する農地はなく、特に問題はないと思われます。以上です。
議長	ただいま説明がありましたが、これについてのご意見、ご質問等があればお願いをいたします。 ご意見がないようですので、お諮りをいたします。 議案第6号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、番号5番を許可することに異議ございませんか。 《 委 員 より 異 議 等 な し 》
議長	異議なしと認め、議案第6号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、番号5番を許可することに決定をいたします。 続きまして、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について議案といたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明させていただきます。 議案書は5ページに総括表、9ページ・10ページに内訳、位置図は5ページ・8ページ・9ページになります。 番号4番、農地の所在地は、吉和字花原道山の第2種農地で、登記地目は畑、面積は2筆の150平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、庭敷地として利用するための申請ですが、農地以外の用途として利用していたため、

	願末書が提出されております。 番号6番、農地の所在地は、中道字道祖ヶ原の第2種農地で、登記地目は畑、面積は3筆の1,040平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、太陽光発電事業を行うための申請です。 番号7番、農地の所在地は、飯山字東の第2種農地で、登記地目は田、面積は5筆の1,858平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、太陽光発電事業を行うための申請です。 いずれも書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。 以上で、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。 中田委員、神鳥委員、お願いします。
1 番 委 員	1 番の中田です。番号4番について説明いたします。地図は5ページです。1月20日に岡委員と事務局とで現地に行きました。現地は、私が知っている限りでは、現在のままで、大分前から庭敷地として利用されていたものと思います。今回、番号8番で説明いたしましたように、財産を整理されるということで気づかれたものと思われます。特に周りの農地への影響はないと思われますので、よろしく審議をお願いいたします。
3 番 委 員	3 番の神鳥です。6 番、7 番、太陽光発電業者同一業者のため、一連の説明をさせていただきます。1月15日、黒田推進委員、事務局2名、私、計4名で現地確認をいたしました。地図は8ページになります。先月もありました道の駅スパ羅漢を過ぎすぐに左へ入り、119号線廿日市錦線を地図で言いますと上から下のほうに進んだ2キロぐらい入ったところの左手の土地になります。周辺には既に太陽光が設置してあります。6 番の譲渡人から譲受人への所有権移転です。1月15日に雪の中、50センチぐらいあったかと思いますが、雪の中から既にカヤ等が多数見受けられました。譲渡人は、遠方、佐伯区にお住まい、また会社員ということで耕作困難な状況かと思いますが、また、7 番について説明します。譲渡人は、一昨年まで米を栽培しておられましたが、昨年は高齢のため耕作をもう放棄されました。その譲渡人から譲受人への所有権移転であります。また、この現地確認をしたときに、その1月15日の現地確認ですが、雪が60センチぐらいあったかと思いますが、譲渡人は、一昨年ということでまだ雪の中か

	ら雑草等はこのぞいていませんが、周辺辺りからは多数の雑草をお見受けいたしました。したがって、太陽光発電事業を行うことにより農地が確保されるのではないかと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議長	ただいま地元担当委員の意見がありました。これにつきまして、ご意見、ご質問等が皆さんからあればお願いをいたします。ありませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	ご意見がないようですので、お諮りをします。 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について許可することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について許可することに決定をいたします。 続きまして、議案第8号 非農地通知について議案とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第8号 非農地通知について説明させていただきます。 議案書は11ページ、位置図は10ページになります。 議案書と一緒に送付した議案第8号資料①、別紙の資料①もご覧ください。 議案の朗読は省略させていただきます。 番号4番、農地の所在地は、浅原字枇杷ヶ原の第2種農地です。登記地目は田で、面積は1筆で786平方メートルです。関係者は議案記載のとおりです。 農地法第30条に規定する利用状況調査（農地パトロール）の実施の後、その土地が農地に該当しないと思われることと、また本人からの申出もあり、再度、現地調査を行ったところ、現地は森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であると認められましたので、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準を準用し、農地に該当しない旨の判断は可能と考えます。 以上で、議案第8号 非農地通知について説明を終わります。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただいま事務局から説明がありました。それではこれにつきまして、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。 古川委員。
6番委員	6番の古川でございます。今、事務局からもご説明ありました

	けれども、位置図は１０ページ、そして写真が撮られておりまして、別紙のほうで確認写真がご覧いただけるかと思います。現地につきましては、農地パトロールのときにも現地確認をしております。資料①の写真のとおり、これは植林されたような感じで、山林化しているということでございます。自然に改廃した農地ということではなく、植林によるものではございますけれども、これは耕作放棄後に植林され、現在に至ったということに推察されるかと思います。場所を地図でご覧いただきますと、周りに民家等全くございません。１０ページの地図で言いますと、地図の右側が小瀬川が流れておりまして、下側が大竹の方向です。下側ですね、上が浅原のほうに向いているという状況で、山中をくぐりますと、出るとだんと広いところが広がってくる状況のところでございます。一枚の田んぼがかなり広いところでございます。農道がぐるっと周囲を回っておりまして、その内側は農地として今も耕作され、一枚が３反ちょっとぐらい、４反近い田んぼ等が広がっています。現地、赤い印のところでございますけれども、これは上が農道、下も農道でございますが、行き止まりになっております。外周ぐるっと回る農道は、現在耕作されている隣接する田んぼの周りを回っているということです。現地につきましては、これは上側がやはり農道で入ってくるのですけれども、舗装道路も入っております。けれども行き止まりということ、当時、古い記憶で私が思うと、小学校の低学年ぐらい、ここら辺りまで自転車で行きまして、その左の広いところがありますがあそこに自転車を置いて下の川に下りて遊ぶということをしていまして、その当時からも、もう草ぼうぼうという状況だったように若干記憶をしております。ですから耕作放棄になりまして、整備点ですので、ほかは、そのときに整備してもどうかということで耕作放棄がずっと続いておりまして、その後、植林されたということだと思います。現状、これを水田、農地に戻すということにつきましては不可能と考えますが、ご審議のほうよろしく願いいたします。以上です。
議長	詳しく説明ございましたが、これにつきましてご意見、ご質問等があればお願いいたします。 《委員より質疑等なし》
議長	ご意見がないようですので、お諮りをいたします。 議案第８号 非農地通知について、非農地である旨を通知することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
事務局	異議なしと認め、議案第８号 非農地通知について、非農地である旨を通知することに決定をいたします。

	続きまして、報告第１号 農地法第５条第１項第７号の規定による届出について報告をします。 事務局から説明をお願いします。 報告第１号 農地法第５条第１項第７号の規定による届出について説明させていただきます。 議案書は１２ページ、位置図は１１ページから１３ページになります。 今月の報告は、令和２年１２月１１日から令和３年１月１２日までの間に受理した３件です。 議案の朗読は省略させていただきます。 なお、番号２９７番、３０８番については、農地転用の手続を行わず、既に農地以外の用途として利用していたため、始末書が提出されています。 いずれも書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。 以上で、報告第１号 農地法第５条第１項第７号の規定による届出について説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。これについて、質疑等があればお願いをいたします。 ありませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので、報告第１号 農地法第５条第１項第７号の規定による届出について報告を終わります。 続いて、報告第２号 地目変更登記に係る登記官からの照会について報告をします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第２号 地目変更登記に係る登記官からの照会について報告させていただきます。 議案書は１３ページ、位置図は１４ページから１６ページになります。 広島法務局廿日市支局の登記官から照会があったもので、議案の朗読は省略させていただきます。 番号３１３番につきましては、令和元年７月５日付で駐車場として利用するための許可済みの案件であり、非農地として処理する旨を回答しております。 以上で、報告第２号 地目変更登記に係る登記官からの照会について報告を終わります。

議長	事務局から説明が終わりました。これにつきまして質問等があればお願いいたします。
	《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので、報告第２号 地目変更登記に係る登記官からの照会について報告を終わります。 続いて、報告第３号 農地法施行規則第２９条第１項第１号に規定する農業用施設への転用に係る届出については、審議済みでありますので、省略をいたします。
議長	以上で、議事を終わります。 ありがとうございました。 次回、第３回農業委員会総会は３月１０日水曜日、山崎本社みんなのあいプラザ（廿日市市総合健康福祉センター）で開催する予定にしております。よろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

（閉会 午前１１時１０分）

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和３年３月１０日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長）

廿日市市農業委員会委員（１番委員）

廿日市市農業委員会委員（２番委員）
